

令和2年11月市議会 教育厚生委員会資料

第171号議案

長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 改正内容 . . . . .	1~2
2 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表 (抜粋) . . . . .	3~5

市民健康部

令和2年11月



# 1 改正内容

## (1) 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し

ア 根拠法令 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）

### イ 条例改正の目的

平成30年度税制改正により、令和3年1月からの個人所得課税が見直され、給与所得と年金所得のある者に適用される給与所得控除と公的年金等控除の一部（10万円）について、すべての者に適用される基礎控除に振り替える見直しを行うこととされた。この影響により国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにするため軽減判定の見直しを行うもの。

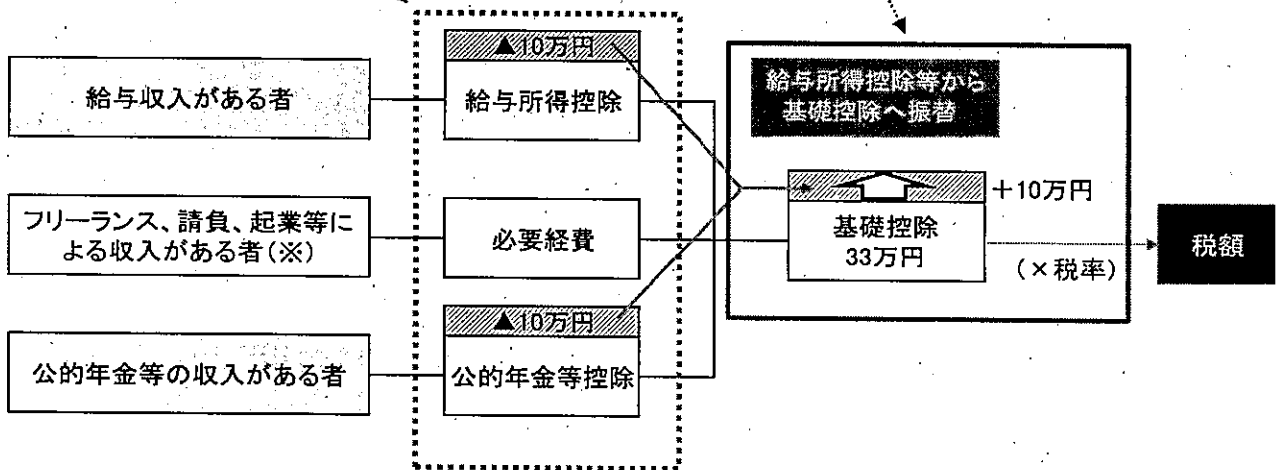
#### ※国民健康保険税の軽減制度について

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得に応じて計算し課税されるが、低所得者に対する税負担の軽減を図るため、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合に税額を減額する。

#### 【平成30年度税制改正】

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げる。



※給与所得控除・公的年金等控除のないフリーランスなどの事業収入だけの者については、基礎控除の10万円引き上げのみが適用される。

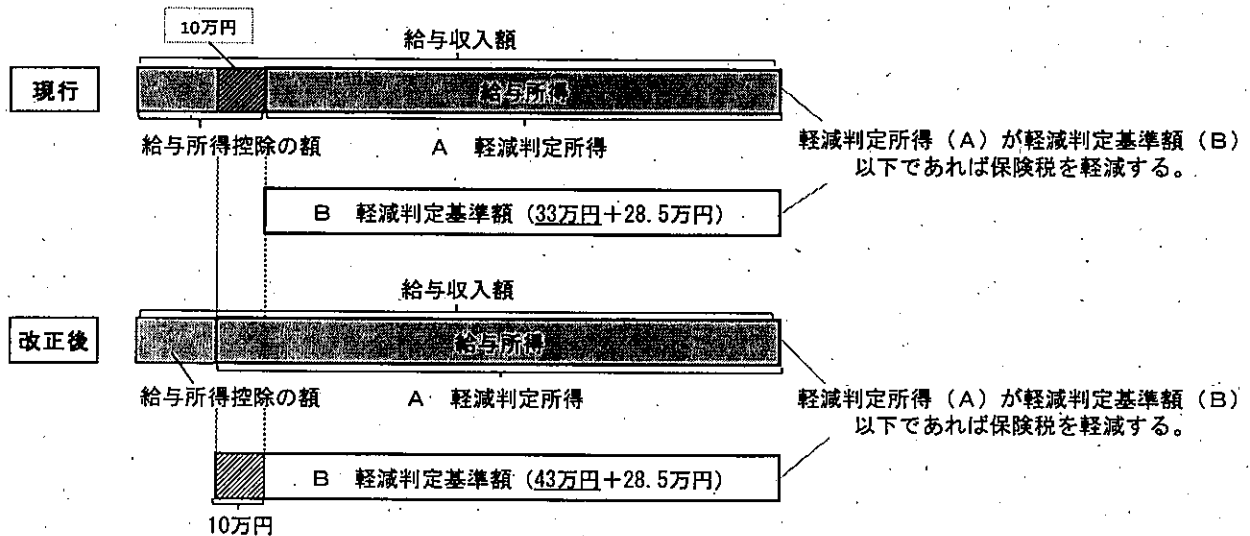
ウ 概要

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

(ア) 軽減判定所得の計算方法(第28条関係)

区分	現行	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額 (33万円)	基礎控除額 (43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減基準額	基礎控除額 (33万円) + 28.5万円 × 被保険者数	基礎控除額 (43万円) + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減基準額	基礎控除額 (33万円) + 52万円 × 被保険者数	基礎控除額 (43万円) + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

<例：5割軽減(一人世帯・給与収入のみ)の場合>



※給与所得控除額の10万円減少に伴い、軽減判定基準額を10万円増加しなければ、これまで軽減を受けていた人が軽減措置に該当しなくなる。

(イ) その他所要の整備(附則第2項関係)

附則第2項で規定している年齢65歳以上の者の公的年金等所得に係る課税の特例について、今回の改正による規定の読み替えを行うための所要の整備を行うもの。

エ 施行期日等

令和3年1月1日。令和3年度以後の国民健康保険税から適用する。

2 長崎市国民健康保険税条例新旧対照表（抜粋）

現行	改正案
<p>第1条～第27条（略）</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第5条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>第1条～第27条（略）</p> <p>（保険税の減額）</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第5条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。（以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万</p>

ア～カ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第28条の2～第31条 (略)

附 則

1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から

円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第28条の2～第31条 (略)

附 則

1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(次項から

附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第28条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

3~22 (略)

附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第28条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

3~22 (略)